

◎東京電力原子力事故により被災した

子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支

援等に関する施策の推進に関する法

律
(平成二四年六月二七日法律第四八号(参))

一、提案理由(平成二四年六月一五日・参議院本会議)

○玉置一弥君 ただいま議題となりました法律案につきまして、東日本大震災復興特別委員会を代表して、その提案の趣旨及び主な内容を御説明申し上げます。

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により大量の放射性物質が放出され、広範囲にわたる環境汚染の被害が発生いたしております。放射性物質が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていないこと等により、一定基準以上の放射線量が計測される地域に居住し、又は居住していた

被災者及び政府による避難指示により避難を余儀なくされている被災者は、常に健康上の不安を抱えるとともに、事故前の生活の継続が不可能になり、苦痛を強いられております。中でも、子どもたちは、汚染された環境で子どもらしく生活をする事ができなくなっております。

そのため、子どもに特に配慮して行う被災者の生活支援等に関する施策を推進することにより、原発事故によって事故前の生活基盤を損なわれた被災者の主体的な生活再建を実現していくため、本法律案を提案することとした次第でございます。

次に、本法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、被災者生活支援等施策は、被災者一人一人が支援対象地域における居住、他の地域への移動及び移動前の地域への帰還についての選択を自らの意思によって行うことができるよう、被災者がそのいずれを選択した場合であっても適切に支援するものでなければならぬこと、被災者生活支援等施策を講ずるに当たっては、被災者に対するいわれなき差別が生ずることのないよう適切な配慮がなされなければならないこと、被災者生活支援等施策を講ずるに当たっては、胎児を含む子どもが放射線による健康への影響を受けやすいことを踏まえ、その健康被害を未然に防止する観点から、放射線量の低減及び健康管理に万全を期することを含め、子ども及び妊婦に対して特別の

東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律

東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を支える
ための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律

一七二

配慮がなされなければならないこと等の、被災者生活支援等施策の基本理念を定めております。

第二に、国は、原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護すべき責任並びにこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることに鑑み、被災者の生活支援等に関する施策を総合的に策定し、被災者に提示し、及び実施する責務を有するものとしております。

第三に、政府は、被災者生活支援等施策の基本理念にのっとり、その推進に関する基本的な方針を定めなければならないものとしております。

第四に、国は、東京電力原子力事故に係る放射性物質による汚染状況の調査結果を踏まえ、放射性物質により汚染された土壌等の除染等の措置を継続的かつ迅速に実施するため必要な措置を講ずるものとしております。

第五に、国は、支援対象地域及び支援対象地域以外の地域で生活する被災者、支援対象地域以外の地域から帰還する被災者並びに避難指示区域から避難している被災者の主体的な生活を支援するため、食の安全及び安心の確保に関する施策、子どもの学習等の支援に関する施策、就業の支援に関する施策、家族と離れて暮らすこととなった子どもに対する支援に関する施策等必要な施策を講ずるものとしております。

第六に、国は、東京電力原子力事故に係る放射性物質による健康への影響に関する調査について、子どもである間に一定の基準以上の放射線量が計測される地域に居住したことがある者に係る健康診断については、生涯にわたり実施されることとなるような措置が講ぜられるものとしております。

第七に、国は、被災者たる子ども及び妊婦が、東京電力原子力事故に係る放射線による被ばくに起因しない負傷又は疾病を除いた医療を受けたときに負担すべき費用について、その負担を減免するために必要な施策、その他被災者への医療の提供に係る必要な施策を講ずるものとしております。

以上が本法律案の趣旨及び主な内容であります。
なお、本法律案は、昨十四日、東日本大震災復興特別委員会において全会一致をもって起草、提出したものであります。
何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院東日本大震災復興特別委員長報告

(平成二十四年六月二日)

○古賀一成君 ただいま議題となりました法律案につきまして、東日本大震災復興特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、東京電力福島原子力発電所の事故による被災者が、健康上の不安を抱え、生活上の負担を強いられており、その支援の必要性が生じていること及び当該支援に関し特に子供への配慮が求められていることに鑑み、子供に特に配慮して行う被災者の生活支援等に関する施策の基本となる事項を定めるものであります。

以上、御報告申し上げます。

(注) 参議院においては、委員会の審査は省略された。

その主な内容は、

第一に、生活支援等に関する施策の基本理念を定めるとともに、国の責務を明らかにすること、

第二に、政府は、施策の推進に関する基本方針を定めること、

第三に、国は、支援対象地域及び支援対象地域以外の地域で生活する被災者、移動前の地域に帰還する被災者等の生活を支援するため、必要な施策を講ずること、

第四に、国は、子供及び妊婦の医療に係る費用負担を減免するために必要な施策を講ずること
などであります。

本案は、参議院提出に係るもので、去る十五日に本委員会に付託され、十九日に参議院東日本大震災復興特別委員長代理者参議院議員谷岡郁子君から提案理由の説明を聴取し、質疑を行い、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律